(平成 18 年規程第 9 号)

改正 平成 22 年規程第 37 号 平成 26 年規程第 21 号 平成 26 年規程第 46 号 平成 31 年規程第 22 号

(目的)

第1条 この規程は、自治医科大学(以下「本学」という。)における研究、教育、診療等(以下「研究等」という。)の成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「成果有体物」とは、次に掲げるものであって、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演の記録その他の著作物等に関するものを除くものとする。 ア 研究等の結果として、又は研究等を行う過程において得られた材料、試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。)、試作品、モデル品、実験装置等
 - イ データベース、コンピュータプログラム、音声、画像、図画等の各種研究成果情報 を記録した電子記録媒体又は研究記録用ノート等の紙記録媒体
 - (2) 「教職員等」とは、本学の施設若しくは設備を利用して研究等を行う、又は研究等の 指導を受けるすべての者(本学以外の機関(以下「外部機関」という。)に所属する者を含 む。)をいう。
 - (3) 「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った教職員等の行為が、その性質上、本学の研究等の範囲に属し、かつ、当該教職員等の本学における現在又は過去の職務(研究等の指導を受けることを含む。)に属するものをいう。

(成果有体物の帰属)

- 第3条 本学において職務上得られた成果有体物は、特段の定めがない限り、本学に帰属するものとする。
- 2 教職員等が外部機関において得た成果有体物は、あらかじめ取り交わした契約書等の定めに基づき、その帰属を決定するものとする。

(成果有体物の発生、取扱、届出等)

- 第4条 成果有体物は、発生した段階で成果有体物として取り扱うものとする。
- 2 教職員等は、成果有体物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切かつ厳重に管理しなければならない。
- 3 教職員等は、本学において得られた成果有体物又は前条第2項の規定によりその帰属が本 学にあると決定した成果有体物について、次に掲げるいずれかに該当する場合には、別記 様式により、自治医科大学学長(以下「学長」という。)に届け出るものとする。
 - (1) 成果有体物を他に提供する場合
 - (2) 成果有体物の情報を公表又は開示する場合
 - (3) 技術的な観点から付加価値が顕在化し、有効利用が想定される場合

4 学長は、前項により届出を受けた成果有体物のうち財産的価値があるものについては、学校法人自治医科大学固定資産及び物品管理取扱規程に基づき、適正に取得、管理又は処分を行わせなければならない。

(提供、公表又は開示の禁止)

- 第5条 教職員等は、前条第3項の規定により届出を受けた成果有体物を、次に掲げるいずれかに該当するものであると学長が認めたときは、当該成果有体物を提供、公表又は開示してはならない。ただし、第6号から第8号までに該当する場合において、提供又は公表の目的が教育又は研究であるときは、この限りではない。
 - (1) 特許出願等の予定があり、当該発明等について出願等手続きが完了していないもの
 - (2) 法令又は本学の規程に違反するもの
 - (3) 国又は本学が定める倫理指針に違反するもの
 - (4) 外部機関の研究者が作成したもので提供又は公表が禁止されているもの
 - (5) 複製が実際上困難であり、提供又は公表することにより研究等に支障が生じるもの
 - (6) 臨床由来のヒト試料
 - (7) 個人の情報が特定され得るもの
 - (8) 研究上の加工、改良又は工夫を加えていないもの
 - (9) その他学長が提供、公表又は開示を禁止したもの

(成果有体物の提供)

- 第6条 教職員等は、本学の成果有体物を他に提供しようとする場合には、当該成果有体物 の作成に関わった者から文書により承諾を得るとともに、次に掲げる基準に基づき、学長 の承認を得なければならない。
 - (1) 研究・教育を目的とする提供の申請があった場合は、提供先に成果有体物の取扱いに 関する必要な条件を提示した上で、提供することができる。この場合において、対価は 原則無償とする。
 - (2) 産業利用(収益事業)等を目的とする提供の申請があった場合は、申請者と本学との間において、成果有体物の取扱いに関する必要条件を明示した譲渡又は貸与契約を締結した上で、提供することができる。この場合において、対価は原則有償とする。

(成果有体物の公表)

- 第7条 教職員等は、成果有体物に関して公表しようとする場合には、当該成果有体物の作成に関わった者から文書による承諾を得るとともに、学長の承認を得なければならない。 (提供補償金)
- 第8条 本学は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、当該成果有体物を作成した教職員等が所属する講座・部門等に対して提供補償金を支払うものとする。
- 2 提供補償金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の当該総収入額に次に定め る割合を乗じて得た額を合算した額とする。
 - (1) 200 万円以下の部分の80%
 - (2) 200 万円を超え 1,000 万円までの部分の 60%
 - (3) 1,000 万円を超え 5,000 万円までの部分の 50%
 - (4) 5,000 万円を超える部分については別に定める。

(共同研究の場合の補償金の支払い)

第9条 前条に定める提供補償金は、それを受ける権利を有する教職員等が2人以上あるときは、それぞれに均分した額を教職員等が所属する講座・部門等に支払うものとする。ただし、持分について事前に権利者全員の同意がある場合には、その持分に応じて支払うものとする。

(外部機関からの成果有体物の受入れ)

- 第 10 条 教職員等は、研究・教育を目的として、外部機関から成果有体物を受け入れる場合は、別記様式により学長に届け出るものとする。この場合において、教職員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 成果有体物の受入れに関し、当該外部機関から同意を得ること。
 - (2) 成果有体物の受入れに関し、法令又は本学の規程に違反しないこと。
 - (3) 外部機関から受け入れる成果有体物を適正に管理すること。

(秘密の保持)

- 第11条 教職員等は、成果有体物について、既に公表されたもの、公表することが認められ たもの又は秘密を保持することを約した契約等の締結の下に特定の者に開示することが認 められた場合を除き、漏洩し、又は学長の承認を得ずに公表若しくは開示してはならない。
- 2 教職員等は、原則として外部機関から提供された成果有体物をいかなる者に対しても提供してはならない。
- 3 教職員等は、その身分を失った後も、教職員等であった期間中に知り得た、又は取得した成果有体物を学長の承認を得ずに、他に公表し、開示し、又は持ち出してはならない。 (事務)
- 第12条 この規程に定める事務は、研究支援課が行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 37 号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 21 号)

この規程は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成 26 年規程第 46 号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第22号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第4条、第10条関係)

成果有体物提供等届出書 [別紙参照]